

●協議第6号 『合併協議会での協定項目』についての協議結果

任意合併協議会での協議や先進合併市町村の項目などを踏まえ、これから協議していく協定項目について、次のとおり承認されました。

今後、両市町で差のある行政サービスや、住民負担をどうしていくのか、新しいまちづくりをどのようにしていくのか、合併による特例をどのように適用していくのかなどについて、双方共に対等の立場で協議を行います。また、協議した結果は、合併協定書に記載されることになります。

合併協議会での協定項目

◇ 基本4項目 (第1回合併協議会で、次の前提で協議を進めていくことが確認されました。)

- 1 合併の方式 原則として、堺市への編入合併を前提に協議を行う
- 2 合併の期日 合併特例法の期限内の早い時期を目指とする
- 3 市の名称 合併の方式を前提として決定していく
- 4 事務所の位置 合併の方式を前提として決定していく

◇ その他の項目

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 5 財産及び公の施設の取扱い | 21 慣行の取扱い |
| 6 市議会の議員の定数及び任期の取扱い | 22 国民健康保険事業の取扱い |
| 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い | 23 介護保険事業の取扱い |
| 8 地方税の取扱い | 24 各種事務事業の取扱い |
| 9 一般職の職員の身分の取扱い | |
| 10 地域審議会の取扱い | 企画関係 産業振興関係 |
| 11 特別職の職員の身分の取扱い | 広報広聴関係 保健・衛生関係 |
| 12 条例・規則の取扱い | 財務・会計関係 都市計画関係 |
| 13 組織・機構の取扱い | 総務関係 土木・公園関係 |
| 14 一部事務組合等の取扱い | 防災関係 上下水道関係 |
| 15 消防団の取扱い | 生活関係 学校教育関係 |
| 16 使用料・手数料の取扱い | 人権関係 生涯学習関係 |
| 17 公共的団体等の取扱い | 環境関係 その他 |
| 18 補助金・交付金等の取扱い | |
| 19 町名・字名の取扱い | 文化振興関係 |
| 20 各種福祉制度の取扱い | |

☆25 市町村建設計画

☆ 堺市と美原町が合併した場合の新しい市の基本的なまちづくりプランとなるもの。